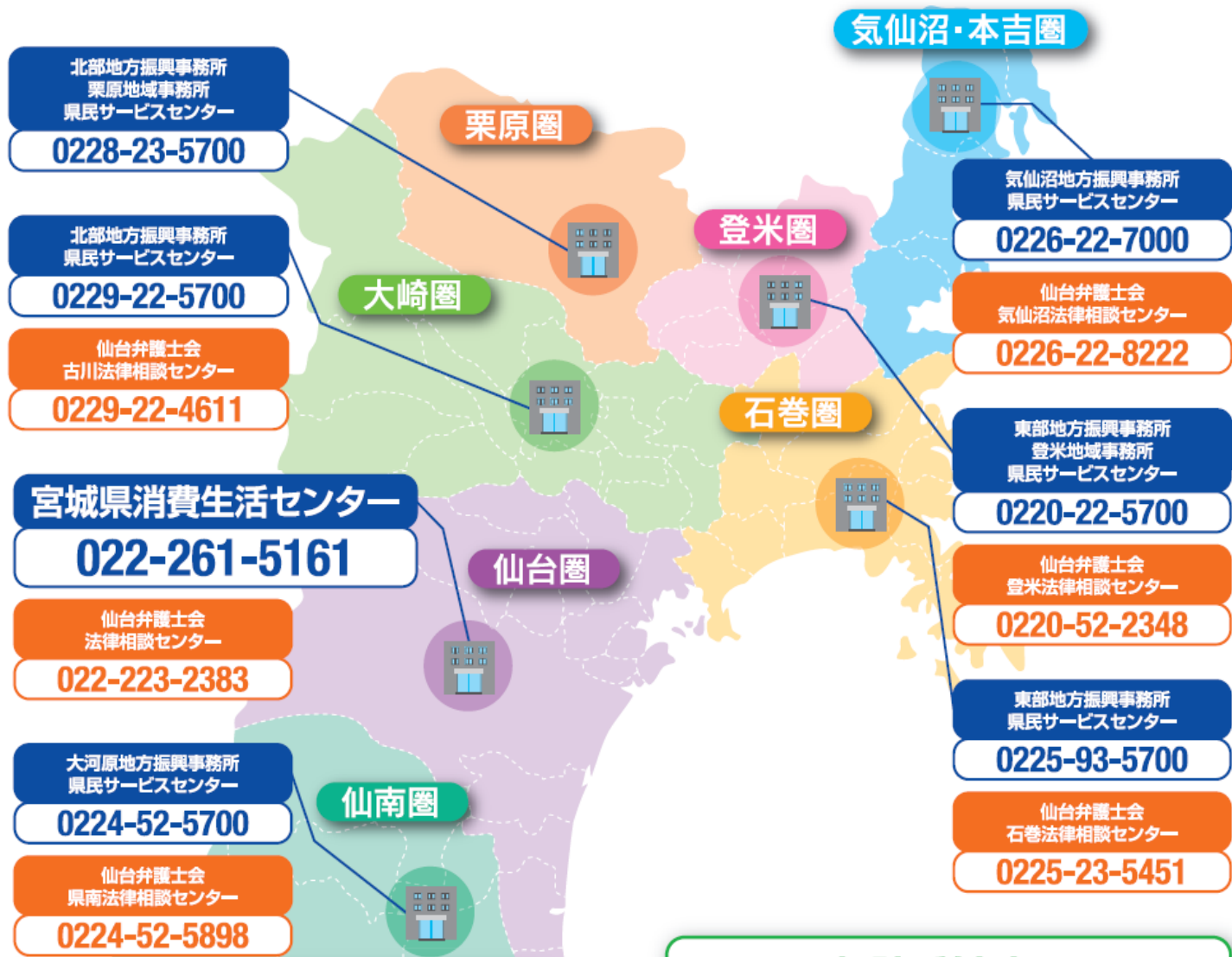


困ったとき、わからないときは…

消費生活センター 県民サービスセンター

相談 しよう!



消費者ホットライン
188 (嫌や!)
お住まいの地域でその日相談できる窓口につながります。
その他、市町村でも消費生活相談窓口を設置しています。


警察相談専用電話
#9110

相談受付時間

宮城県消費生活センター
平日:9:00~17:00 土日:9:00~16:00
※祝日・年末年始はお休みです。

各地方振興事務所県民サービスセンター
平日:9:00~16:00
※土日祝日年末年始はお休みです。

宮城県消費生活センターのホームページから、
本情報誌のバックナンバーをご覧いただけます。
<http://www.pref.miyagi.jp/soshiki/syoubun/miyaginojoho.html>

みやぎの消費生活情報  検索!



本情報誌についてのお問合せは、宮城県消費生活・文化課相談啓発班まで (電話 022-211-2524)

みやぎの消費生活情報

Information on Consumer Affairs of MIYAGI

INDEX

◆チケットの高額転売が禁止に！～チケット不正転売禁止法
6月スタート～

◆不当な契約は無効です！～改正消費者契約法施行～

2019

6 June
月号

第111号



チケットの高額転売が禁止に！

<チケット不正転売禁止法とは>

人気のコンサートやスポーツイベントなどのチケットを、業者や個人が買い占め、転売サイトなどで定価を大幅に上回る価格で販売する「高額転売」。不当な転売により、本当にチケットを求めている人が入手しづらい状況が続いてきました。そこで、チケットの高額転売等を禁止するため、6月からチケット不正転売禁止法がスタートします。



転売チケットトラブル例① チケットを購入したが、会場に入れない！

チケット転売サイトでチケットを購入し当日会場に行ったら、転売チケットであると指摘され入場できなかった。

転売チケットトラブル例② お金を振り込んだのにチケットが届かない！

SNS で知り合った人からチケットを譲ってもらうことになり、代金を振り込んだ。しかし、その後チケットは届かず、相手と連絡がつかなくなってしまった。

★アドバイス★

・正規のルートで買う

余ったチケットを売ったり、転売チケット買ったりするときは、興行主や興行主から許可を得た公式のリセールサイトを利用しましょう。

・チケットの価格やキャンセルに関する情報を確認する

チケットの価格だけではなく、手数料や送料、配送予定日、キャンセルに関するルールなどを確認しましょう。

・チケット転売条件に関する情報を確認する

コンサートやイベントによっては、チケットの転売を規約で禁止しており、転売されたチケットでは会場に入れないことがあります。チケットの利用条件をよく確認しておきましょう。

不当な契約は無効です！～改正消費者契約法施行～

～しっかり理解してトラブルに遭わないようにしましょう～

消費者と事業者では、持っている情報の質・量や交渉力に格差があります。そのため、消費者の利益を守る目的で、平成12年に消費者契約法ができました。

この消費者契約法が平成30年に改正され、取消しや無効になるケースの範囲が拡大され、令和元年6月15日から施行されます。取消しの対象になる不当な勧誘や無効になる契約条項等をよく理解して、トラブルに遭わないように気をつけましょう。

○高齢者等の不安をあおる

最近、歳のせいか物忘れがひどくなってきた母が、業者から「投資用マンションを買わないとこれからの生活が苦しくなりますよ」と勧誘され、マンションを購入する契約をしてしまった。



©宮城県・旭プロダクション

加齢や心身の故障で判断力が著しく低下し、今の生活の維持に大きな不安を抱いている消費者の心理を知らながら、不安をあおって契約が必要と言って勧誘する行為は**取消しの対象**になります。

○靈感商法

「あなたには悪霊がついていて、このままでは病状が悪化する。このつぼを買えば悪霊が去って病状が良くなる」と言われて、100万円のつぼを買ってしまった。



©宮城県・旭プロダクション

靈感等の特別な能力により、消費者にそのままでは重大な不利益が生ずることを示して不安をあおり、契約が必要と言って勧誘する行為は**取消しの対象**となります。

○契約前なのに強引に代金を請求・・・

さお竹を販売している事業者が来て、まだ注文もしていないのに家の物干し台の寸法に合わせてさお竹を切って、「もう切ったから代金を払ってください」と言われた。



©宮城県・旭プロダクション

契約締結前なのに、契約による義務の全部や一部を実施し、実施前の原状の回復を著しく困難にする強引な請求は**取消しの対象**となります。

○テート商法

SNSで知り合った女性と何度か連絡をして好意を抱いた。誘われて宝石展示場に行ったら、「買ってくれないと関係を続けられない」と言われて契約してしまった。



©宮城県・旭プロダクション

勧誘者に好意を抱いていることや勧誘者も同様の感情を抱いていると思込んでいることを知りながら、社会生活上の経験が乏しい消費者の弱みにつけ込んで契約をせまる行為は**取消しの対象**になります。

改正消費者契約法では、この他にも、取消しの対象となる不当な勧誘や無効になる不当な契約条項が示されています。詳しくは、消費者庁ホームページ (<http://www.caa.go.jp/>) を御覧ください。

★アドバイス★

事業者は、①契約条項を定める際に、明確でわかりやすい内容になるよう配慮し、②勧誘に際しても、契約の目的物の性質に応じ、個々の消費者の知識・経験を考慮した上で、必要な情報を提供する必要があります。

消費者の側でも、契約を締結する際には、事業者から提供された情報を活用し、契約の内容について理解するよう努めましょう。